

令和8年9月

(宛先) 保護者様

鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校

校長 小倉 整

非常時における幼児児童生徒の登下校の指導及び授業の実施基準の再改定について（お知らせ）

平素から、本校（園）の教育（保育）活動及び防災対策取組への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、近年、台風が近づいていなくても、線状降水帯などによって短時間で激しい大雨が降るケースが増えています。そのため、台風によるものかどうかにかかわらず、あらゆる大雨警報に対応できるよう、レベル3大雨警報における「台風に伴う」という限定を外す見直しを行いました。

つきましては、変更内容を御理解いただき、改めて、非常時の対応について各家庭でお子様と御確認いただきますよう、お願いいたします。

場面	対象となる警報（変更後）	対応
始業前に発表 (午前7時の時点で既に発表中)	・暴風（雪）特別警報 ・大雪特別警報 ・レベル5大雨特別警報 ・レベル4大雨危険警報 ・ <u>レベル3大雨警報</u> ・暴風（雪）警報	授業（保育）中止
始業前に解除 (午前7時までに解除済み)	同上	安全確認後、通常どおり実施
始業後に発表 (午前7時以降に発表)	同上	中学校区で協議し対応を決定